京大総法情第６８号
平成３０年6月２６日

法人文書不開示決定通知書

様

国立大学法人京都大

平成３０年５月２８日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので、通知します。

記

１．不開示決定した法人文書の名称
　２０１５年１１月２５日付で建築史学会から京都大学総長に出された「京都大学学生寄宿舎吉田寮の保存活用に関する要望書」への回答書

２．不開示とした理由
　請求のあった回答書は作成しておらず、該当する法人文書を保有していないため、不開示とする。

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人京都大学に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。
　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第８条の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人京都大学を被告として、同法第１２条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔整理番号：第１１２５号〕

【担当】京都大学総務部法務室情報公開掛
〒606-8501　京都市左京区吉田本町
TEL：075(753)2073